

2006年12月19日

各位

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
株式会社 みずほコーポレート銀行
みずほ証券株式会社

米国における金融持株会社(Financial Holding Company)の資格取得について

株式会社みずほコーポレート銀行(頭取:齋藤 宏)は、2006年12月18日付で、米国において、米国銀行持株会社法に基づく「金融持株会社」(Financial Holding Company, 以下 FHC)の資格を、米国における監督当局である連邦準備制度理事会(Board of Governors of the Federal Reserve System)より取得いたしましたので、ご報告いたします。

FHCの資格は、銀行グループが、米国において、社債、株式等の引受・販売を始めとする各種投資銀行ビジネスを包括的に行うために必要となるステータスです。

従来より、当行グループでは、みずほ証券の米国子会社等において、米国債等の公共債に係る証券業務、並びに M&A アドバイザリービジネス等を行ってまいりましたが、グローバル展開を推進する金融グループとして、より広範な投資銀行ビジネスを行うことのできる FHC ステータスが必要であると考えておりました。

このため、当行グループでは、米国における FHC 資格の早期取得に向け各種準備等を行って参りましたが、昨日付で、今後 FHC として子会社等を通じ業務を拡大することが、認められたものであります。

このたびの FHC ステータス取得に伴い、当行グループは、日本、欧州、アジア地域に加え、世界で最大級の市場規模を有する米国においても、広範囲の投資銀行ビジネスを展開することが可能となります。

みずほコーポレート銀行及びみずほ証券は、「グローバル・フィナンシャル・プレーヤー」として、今後ともグローバルレベルのソリューションを提供するために、一層の体制整備を進めてまいります。

以上

この文章は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。